



根岸治弁護士（広島メープル法律事務所）が答えます

先日、分譲マンションの理事会で「管理規約ではペット全面禁止なのに飼っている人がいる」との声が出ました。実はわが家にはタマという猫がいます。でも臭いはなく鳴き声も小さく、外に出すこともあります。誰にも迷惑を掛けないペットまで規約で禁止するのはおかしいのではないか。

Q

集合住宅でペット禁止 おかしい

**A** 壁1枚隔てた物の鳴き声や臭いなどで制限にも思えます。上下左右に「隣他のに迷惑を掛けない」とても難しい問題です。家」があり、みいよう、動物を飼うことなんで使う共用スペースを我慢させるものです。も多いうまんション。戸建以上に近所さんを気遣う「我慢が必要です。しかし、タマちゃんのそこで法律は、分譲マンションでの共同生活を守るため、管理規約で我慢すべきことを決めらる、と定めています。「ペット禁止」は、動か。それは行き過ぎた

物の毛でアレルギーが出る人もいます。共同生活を守るため、ある程度画一的で厳重な規制が必要との考えは仕方ない面があります。もつとも最近では、ペットとの暮らしが多く的人にとってかけがえのないものとして理解されています。この規約に問題はないよた規約が有効とされた例がいくつかあります。でしかしながら、裁判になればタマちゃんは飼えないといふ結論になる可能性が高いでしょう。

飼い主がいくら誰にもから「ペット可」への規約変更を管理組合で話し合うのも一つの方法でし

☆個別の事情により結果は異なります。